

堆肥（肥料）の分析について

肥料は「特殊肥料」と「普通肥料」に大別され、たい肥は「特殊肥料」に区分されています。

「普通肥料」は登録制となっていますが、「特殊肥料」は届出制となっており、これらを生産、販売する場合には、都道府県知事へ届出が義務付けられているとともに、品質についての分析証明書の提出が必要となります。

出典：鹿児島県ウェブサイト『たい肥等（特殊肥料）の生産・販売について』

肥料取締法に基づく肥料成分の分析を行っています

当協会では、「特殊肥料」の届出に必要な「品質表示項目（下記8項目）」、「普通肥料（おでい肥料等）」の登録に必要な重金属の含有試験や、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令の溶出試験等の分析試験を行っております。

品質表示項目（略号）

- 窒素全量（N）
- りん酸全量（ P_2O_5 ）
- 加里全量（ K_2O ）
- 炭素窒素比（C/N比）
- 銅全量（Cu）
- 亜鉛全量（Zn）
- 石灰全量（CaO）
- 水分含有量

含有量試験

- ヒ素
- カドミウム
- 水銀
- ニッケル
- クロム
- 鉛

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令の試験（溶出試験）

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物

その他

- 苦土
- 有機物
- 水素イオン濃度
- 電気伝導率
- 灰分